

EC 社会保障収斂化説

——欧州最低所得保証制度の提案——

H・デレーク著

訳：岡 伸一

目 次

訳者序

1. はじめに
2. 欧州統一をめぐる社会保障の位置
3. 欧州社会憲章
4. 「調整」
5. 「調和化」
6. 社会保障費と労働費用と生産性
7. 共通する問題
8. 展 望

〔訳者序〕

本稿は、Herman Deleeck, "Social Security and 1992", in: Alfred Pijpers (ed.), "The European Community at the Crossroads", Martinus Nijhoff Publishers, 1992, pp. 91-117. の翻訳である。

著者のデレーク教授は世界的に著名な社会保障の研究者であり、EC 関係に限らず数え切れない卓越した著書を残している。同教授の学問的特徴は正に学際的な幅の広いアプローチときわめて実践的で現実的な分析であろう。経済学博士、社会学博士、法学博士の取得者でもある。特に、貧困の実証的研究で有名である。最近 EC 研究をはじめ国際比較研究で活躍している。

現在、アントワープ大学社会政策学部教授で同大学社会政策センターの所長であるほか、前ベルギー上院議員でもあり、政界での活躍も評判の人物でもある。国内外でさまざまな重要な委員会や審議会の会長や委員を務めており、社会保障の政治、行政、学術のどの領域でも高い評判を集めている。EC との関係も深く、EC 委託調査や報告書も多数手掛け、実質的なアドバイザーとなっている。

EC 研究においては、多くの研究者が楽観論を述べるなか、当初から一貫して統合に対して批判的な論評を表明していた。現在になって、同教授の説が改めて再評価されてきている。本論文も 5 か国語に翻訳されていると聞いている。邦語訳の重要性を感じるのは、EC 自体が同教授にきわめて近い立場を採用しており、その意見を重要視していることにも見出せる。

国際化の大きな波が社会保障の領域にも押し寄せ、さまざまな改革論議が横行する中、本稿に示されているようなデレーク教授の説はきわめて消極的であり、慎重であり、多くの批判も浴びている¹⁾。だが、その主張のひとつひとつが深い洞察に基づいた鋭い見解であることが理解でき、改めて社会保障とは何か、その原点を示唆するものである。

デレーク教授は訳者の博士論文の審査委員の

一人であったことから、今でもしばしば有益な助言を得ているが、今回の日本での紹介に際しても、喜んで応じていただいたことに改めて感謝の意を表したい。

注) 多くの EC 社会保障政策の将来に関する議論の中で、デレーク教授の見解の位置付けについては次の拙稿を参照されたい。

「1993年以降の EC 社会保障のシナリオ」労働省, 海外労働情勢月報, 1991年1月号所収

1. はじめに

欧州共同体内のさまざまな社会保障制度は、2つの異なる問題を提起している。1つは各国法制の「調整」であり、異なる国内法規によってもたらされた障害を除去するために必要なことである。もう1つは「調和化」であり、共同体内の経済的・社会的分野における歪みを回避するために、各国法制をより類似するものにすることは望ましいことである。

3億4千万人にとって、1992年という年は域内に国境のない広大な市場の成立を意味している。この広大な経済的統一に加えて、社会的領域は主として人の自由移動の見地から、さらに、激化する競争圧力によって、とりあげられている。このことから、次のような疑問が浮かんでくる。1992年は社会保障の領域に重要で、積極的な影響を与えるか。私の答えは否定的である。既存の EC の「調整」の規定はさらに改善されるべきであるが、「調和化」、つまり、国内制度の統一化への EC の規定は必要なものではないし(労働費用、生産性、財政方式等に関する比較ではそれらの相違は自由競争を歪めるものではないことを証明している。)、可能なものでもないし(遠大な歴史的、文化的、制度的相違から)、

また、望ましいものではない(国内制度の方がより地方のニーズや手段に適っているため)。この主張は自由市場の見えざる手を信ずる自由信奉に従っているわけではない。社会保護が自由市場の発展とは異なる合理性によって、すなわち、国内法規の範囲内で発展するという事実によって正当化される。結局、我々は逆行した社会連邦主義に対抗しなければならない。加盟各国の自治と EC 当局による管理と指導との間に我々はいる。1992年に備えた研究において、社会保障がほとんど完全に不在のままであるのは嘆かわしいことであるが、また、このことはきわめて示唆的なことでもある。

2. 欧州統一をめぐる社会保障の位置

1957年のローマ条約においては、欧州統一は経済的要因として草案され、その後は、社会的発展が経済的統合に追従するものとされてきた。労働者の自由移動を含んだ経済的な統合に関係しない限り、ローマ条約は共同体に社会保障に関する行動をとる法的根拠を与えていない。

EC が成立して第1段階では、EC 委員会は労働者の自由移動、移民の社会保障、男女平等、安全基準の領域でとりわけ積極的であった。第2段階では、1960年創設の欧州社会基金の運用が注目され始めた。基金を通じて、特に失業率の高い地域に対して職業訓練や再訓練のための財政的な援助が行われた。第3段階では、1974年の社会行動計画がより広範でより積極的な政策を目指したが、この政策は拘束力をもった規定ではなく、通知や勧告に留まった¹⁾。1980年代初頭には、加盟国すべてが失業と戦わなければならなくなり、規制強化に代わって規制緩和が

議論されるようになった。そこでは、EC 委員会の活動は縮小化された。

1985年以降、EC は統一への推進力を得た。欧州統合白書は域内の国境を廃止するために289の対策が採られる必要性を述べた。単一市場への障害として、すぐさま社会保障が取り上げられる。そして、逆に社会保障が統一へ相反する社会的帰結をもたらすといわれた。単一議定書は統合の社会的側面（労働条件、労使協定、地域間不均衡）について言及することによって、共同体の行動の法的基礎を強化した。この法律は政治的な意味合いが強い。何故なら、特定数の議案に関してのみ満場一致の議決方式が多数決方式に代えられるからである。しかしながら、ここには、社会保障は言及されておらず、依然として満場一致の意志決定に委ねられている。

社会的側面の軽視は1992年の準備作業として取り組まれた研究・調査においても見られる。経済的側面については、欧州統合をしないことによるコストについてセッチーニ報告が検討しており、1988年に出版されている。この詳細で実証的な研究報告の中で、社会保障はテーマとしても、また、その言葉さえも登場していない。報告書の結論は欧州の雇用が大雑把に180万人から500万人増えるというものであった。この大きな誤差は主として経済政策の差によるものである。社会的領域においては、わずかに域内市場の社会的次元に関するデジンプ報告のみが見出される。同書は主に自由移動、特定地域や特定産業における雇用の障害、そして、欧州レベルの労使関係を扱っている。我々は、1992年の社会保障の領域への影響に関して、実証研究に裏付けられた評価の手段をまったくもっていない。

3. 欧州社会憲章

こうした社会的側面の軽視は、主として労働組合側からの不満を募らせつつ、社会的に大きな反響を呼び起こした。この反響は EC 理事会 (European Council) によって1989年12月9日に採択された労働者の基本的な社会的権利に関する共同体憲章を導いた。ただし、周知のごとくイギリス首相は異議を唱えた。前述のような議論とは異なり、憲章の採択はほとんど注目されなかった。1つには、当初より緩やかな内容の草案が、さらに著しくトーンダウンして、ほとんど骨抜きにされて成立したためである。そして、もう一方では、共同体の関心事が東欧の嵐のような変化に対する共同体の位置づけや将来の通貨統合にのみ向かっていったからである。欧州社会憲章への戦いは、主として、原則や象徴を含むに留まった。つまり、期待された大魚は明らかにメダカになってしまったのである。

社会保障に関するいくつかの規定は、ほとんど何も意味するところがない。例えば、第10条の第1節は次のように言っている。「すべての労働者は適切な社会保護の権利を有し、本人の地位や職場の規模にかかわらず十分な水準の社会保障の権利を有する」。当初の草案と実際に承認された法文との差はきわめて大きく、否定的な意味を持っている。次の規定は最終的な法文に含まれなかった。つまり、社会保障の権利は支払われた拠出の額と期間によって保証されると述べた規定と、失業保険や年金の権利を主張できない者は少なくとも最低所得への権利が与えられるべきであると述べた規定である。ただし、重要と思われるのは公務員の移動に関する第2

条であり、そこでは、受入れ国の労働条件や社会保護に基づいた、少なくとも被用者にとっての平等待遇を規定している。まさに、これは領土的原則の確認であり、この原則は仕事が一時的に他の国で下請け契約やあるいは公共事業の枠組みで遂行されている場合にも適用される。

多くの点で、この憲章の条項は ILO 条約や欧州会議 (Council of Europe) の欧州社会保障法典において採択された基準より価値の低いものに留まっている。もう一つ欠けているのは、法的な権限であり、また、政府を越えて、労使団体が積極的に組み込まれるような統制力を持つ権限である。法的には、憲章は神聖な宣言に留まり、直接に拘束力を持った規定とはならない。

憲章の真の価値は、「神聖な宣言」という具体的な形態でいくつかの課題を EC 委員会に託したことにあり、また、それが各国の国内法に翻訳されていかなければならない「指令」を通じて行われたことにある。これによって、共同体のすべての加盟国の社会法制のダイナミクスを促進することができた。特に、この分野では最も発展の遅れているギリシャ、ポルトガル、スペインにおいてそうである。こうして、EC の挑戦は後の時期まで延期されてきた。被用者の基本的な社会的権利に関する共同体憲章の遂行に関する行動計画の発表 (1989年12月5日) に際して、EC 委員会はその責任の下で、3年間のうちに制定されるべき一連の「指令」と「勧告」を作成し公表した。

その中で、次のような項目が議論となった。国内制度の目的の収斂化を進めるための戦略に関する勧告、十分な扶助基準と十分な給付の共通する基準に関する勧告 (つまり、最低所得保証を意味しているが、この言葉は社会憲章の草案から削除され、それ以後使用されなくなっ

た。)、人の移動に関する規則、下請け契約に基づいて他の国で遂行された仕事に関する規則、法律を超越する規則の輸出に関する規則。社会保障に関する限りでは権限は専ら国内のレベルに留まっているという事実は別にしても、この計画は依然として曖昧なままである²⁾。このような欧州統合における社会保障政策の不在はいかに説明されるのだろうか。

その理由の第1は、各国の特質の相違がきわめて大きいことにある。つまり、負担と給付の水準の相違、組織的な相違 (構造、機能、概念) が異なる。さらに、すべての制度が国内状況の枠組みの中で発展してきており、各国で政治的・社会的緊張による独自の均衡に達している³⁾。社会・経済的、また、人口構造のデータもきわめて異なる。例えば、高齢者のニーズ、障害者や長期失業者の数、女性の労働力化もすべて国によってかなり違う。

第2の理由は、市場の合理性は本来社会政策の合理性と異なるという点である。市場の合理性は規則が少なければ少ないほど良いが、社会政策の合理性は国家の介入や法的社会秩序によって決まる。さらに、労働法は社会保障よりも企業の日常業務とより密接に関連する。欧州社会政策は補完性の原則に依存している。そこでは、分権化や差別化は有利なものと考えられている。ところが、社会保障はその具体的な機能や発現形態を考慮すれば実体として各国政府に従属するものである。

第3に、社会保護を目的とする政策としての社会保障と一制度 (構造) としての社会保障の区別が強調されなければならない。いくつかの補足的な制度 (給付、社会保険、協約に基づく法定以外の税的に優遇された民間保険) といくつかの執行者 (政府、社会的組織、企業) とと

もに多数の機構を多様化させることによって目的を達成することが、欧州における社会保障の本質の一部を成している。そこでは、国内的、そして、国際的な統一は必要なものでもなく、望ましいものでもない。同様のことは教育にも該当する。多様なニーズに可能な限り良い時期に良い場所で社会給付を適用させていくために、差別化は国内の規則として通用する。このことは、いかなる声明や試みにもかかわらず、「調和化」が実際には国内のレベルですら実現されない理由でもある。問題は1992年にこの点が変えられるか、もしくは、変えなくてはならないかである。

第4に、各社会保障制度は当然ながら要求者の信頼に基づいている。ほとんどの欧州諸国の社会保障はかなりの程度政府からの自治が認められている。特に、社会保障は労使双方の管理する賃金からの拠出によって財政的に賄われており、国内法制に強い影響力を持つ社会的職業組織によって執行されている。この信頼関係こそが、正に、国内社会保障制度の自治を支えているものである。従って、国際的な、もしくは超国家的な規則のために国内の規則の権限や特徴が捨て去られる誘因はない。

ECは公式に、そして実質的な方法で、さらに強く社会保障の利益に寄与することが期待されていた。それが実現していないのは、部分的には意志決定の民主的構造が不十分だからであろう。さらに、使用者は欧州レベルで労働組合とは対照的に良く組織化されているためでもあろう。

4. 「調整」

社会保障の領域において、ECによる最初で

最も重要な活動は人の自由移動を促進させるべき「規則」を発したことであろう。ここでは、次のような原則が適用されている。被用者、もしくは、自営業者が就業する国の制度に属すること。異なる国々で築かれた諸権利は通算されること。社会保障の経歴は輸出されること。量的にこれらの対策は大変重要であり、500万人が係わっている。現在、「規則」は就業者とその家族に適用されている。ただし、公務員は除外されている。外国企業による外国人労働者の雇用の場合（例えば、ベルギーにあるフランス企業で雇用されているフランス人労働者の場合）、賃金やその他の労働条件、法的規則は当該雇用地域のものが採用される（上記の例ではベルギーの最低賃金がフランス企業で働くフランス人にも適用される。）。多くの国々で（例えば、ドイツ、フランス、スペイン）、最低賃金については何の法的規則や拘束力のある協約もないということは、注目すべき事実である。ECは社会保障、特に拠出の算定については雇用地の国内法規が適用されることを決定した（「規則」1408/71号）。（上記の例では、やはり、ベルギーの法律が適用される。）しかし、「離脱」が最高1年間、更新も一度のみ可能で重要な例外として配慮される（前例に従えば、今度はフランスの法律が適用され、ベルギーで支給された賃金がフランスでの拠出の算定基礎とみなされる。）。法定外給付に関する協定による規則は、前述のEC「規則」の適用を受けない。そこでは、たとえ協約が（ベルギーが通常そうであるように）EC理事会の政令によって拘束力をもって宣言されなければ、いかなる「規則」も適用されない。

自由移動は地理的には統合された社会といわれる地域に向かって進んでいくだろうか。過去

の経緯を見る限りでは、EC以外の国からの移民の数が増加し⁵⁾、より一層の特恵的な「規則」が移民を促し、給付への要求を強めることは決して良いことではない。欧州では、言語のような文化の相違は障害となる。西ヨーロッパ諸国では、まだ多くの非熟練労働者が存在する。しかしながら、我々は新たなタイプの移民に対処しなければならない。つまり、少ない非熟練労働者と多い高度の熟練労働者の移民である。

人の自由移動は社会保障に2つの影響を与える。給付の輸出が増えること、そして、特に社会的リスクを持った移民が高い水準の社会保障と財政的援助（社会保障旅行？）に誘因されることである。ここで問題となるのは、就労者と非就労者の区別である。

就労者についてはすべての現行の「規則」が効力を持つ。とりわけ、他の加盟国から来た従業員、もしくは自営業者が国内居住者と同じ社会保障の権利を有することについて規定した「規則」1612/68と1408/71が適用される。この「規則」は社会扶助に関しても平等の原則を明記している。しかし、欧州裁判所は非就労者の社会保障と密接に関連した扶助の原則をたびたび援用している。

非就労者については、就労者の遠い親戚の場合と同様に、外国人の認定や拒絶に関する現行政策は堅持されるだろう。原則として、滞在許可（適切な所得と住居を持つ者にのみ認められる）のない人は加盟国内で財政的扶助を申請することができない。結果として、移民による財政援助の申請はそれほど多くにならないだろうと予測された。

しかし、現行の規則は極度に複雑であり、理論上は満足のいくものでも実際には十分なものではない。そこで、革新的な再編成として、す

べての移民に欧州社会保障の地位を直接付与することが提案されている。これが第13国案と称されるものである。この提案はオリジナルなアイデアであり、寛大なものであるが、状況が効果的に単純化できるかという問題、そして、とりわけ、こうした方法によって新たな特権の人々が創設されてしまうという問題が残される。近い将来、EC委員会は人に自由移動のさらなる促進のための施策をいくつか提案するであろう⁶⁾。「調整」規定の適用対象者の（親戚、公務員や学生や非就労者への）拡張が提案されるだろう。また、法定外給付や進んだ老齢年金の輸出への財政的扶助、家族手当に関する就業地域原則、国を移動した際の失業保険給付の保持等の特定事項への適用の拡大が提案に盛り込まれるだろう。

5. 「調和化」

現在での最も重要な政治的問いは、国内制度を「調和化」させることが単一市場の実現のために必要であるか否かを明らかにすることである。この問いには2つの要素がある。1つは単一市場に関して現行の相違がもたらす効果であり、もう1つは統合のためにどのような進路を選択するかである。1957年以来、欧州経済統合はその便益と負担の多さの違いから、各加盟国の国内の社会保障制度間の調整は何もなく展開していった。数年後、各国間の相違はより複雑にさえなった。1992年を見る場合、再度、「調和化」の問題を提起する理由があるのだろうか。

単一市場の社会的局面への影響は次のように要約することができよう。南の国々は南北の貧富の差がさらに拡大することを恐れるだろう。伝統的な産業や職業、さらに農業や一方的な工

業構造を持った地域はさらに遅れをとるであろう。投資や技術革新はより豊かな地域に集中していくであろう。そして、雇用は特にサービス産業において増加するであろう。適切な教育の不足や熟練労働者の移民の増加によって、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、イタリア南部、アイルランドの国々の後進性の問題はさらに深刻になるだろう。これらの国々は貧困者の比率も高く、政治的安定も危機に瀕するだろう。

単一市場の実現のマイナスの結果と同様に現存する不平等は、一方では(社会憲章を参考として)社会保護の最低限の権利を保証すること、そして、他方で構造的基金(欧州地域開発基金、欧州社会基金、欧州農業指導および保証基金)を通じて共同体による制度的な扶助を与えることによって対処されるであろう。これらの措置はすでに1988年に単一市場の形成を目指して強化されている。その予算も実際に1988年78億 ECU から1993年の141億 ECU に拡大される。目的はより周到に打ち立てられた。後進性の構造的改革、農業における衰退地域援助、長期失業と若年者失業への挑戦等である。援助は主として南の国々とアイルランドの限定された地域、そして、雇用を創出する生産的投資に限定された⁷⁾。

北の国々は競争条件の悪化と現在「社会的ダンピング」と呼ばれる現象を恐れている。比較的低い賃金の国々は大きな市場を確保するだろう。特に、道路輸送や繊維産業のような労働集約的な部門の多くではこのことが恐れられている。高い賃金の国々は社会的負担の軽減にとりわけ圧力をかけるであろう。しかし、社会的側面の量的規模については何も確かなことは知られていない。従って、具体的な提案には大きな根拠がない。特に社会保障費用への影響につい

ては、労働費用だけでなく多くの複雑な要素によって決定される。高い生産性と高い社会的保護がグローバルな発展の枠組みの中で、つまり、より良い社会保障はまた労働力の質を向上させるという理解に基づいて、労働生産性という要素が考慮されるべきである。社会保障の部門では、共同体は実際に2つの相反する傾向を有している。北の国々では社会保障拠出を削減することによって労働費用を下げようとする圧力がある。これが、社会的ダンピングの具体的な例である。南の国々では共同体による財政的拠出なしに社会保障給付水準を引き上げることへの反発がある。豊かな国から貧しい国への直接的な財政支援は結局は政治的討議から外される。共同体の農業政策はこの点では障害となる。

共同市場の内部の論理は、各加盟国の包括的な利点(一方で安い労働と他方で職業的知識)を最大限に活用するとともに、域内貿易の拡大を通して、豊かな国の賃金を下げることなく貧しい国の賃金と社会保護を引き上げるような経済過程をとるということである。将来においては、加盟国に労働費用を EC 委員会の決定によってより接近化することを強制させることは必要なことではないだろう。このことは上記の論理にまったく逆行することである。何故なら、そうすることでさまざまな利点が除外されてしまう。しかし、収斂化を促進するためには、個別の地位を評価する際に、加盟国に対する賃金や社会政策に関する勧告を定期的に与える権限を EC 委員会に認めることができよう⁸⁾。共同体はまた、前述のように、社会基金の介入を通して、労働条件の改善を促進させるための地域的な援助を与える行動もとることができよう。

6. 社会保障費と労働費用と生産性

高賃金の国と低賃金の国との競争状態は、労働費用と社会保障の財政方法や効率との関係から決定される。このことを分析するのはきわめて困難である。統計の概念がしばしば異なるし、徹底した比較研究はこの分野では欠乏している⁹⁾。そこで、3つの基本的な論点がかねてから注目されてきた。

第1に、賃金の相違は重要なことではなく、むしろ、労働費用合計における相違が問題となる。従って、社会保障の財源調達方法（課税か賃金からの拠出か）が決定的な役割を果たす。

第2に、労働費用の相違ではなく、生産性（生産物単位当たりの労働費用）の相違が重要となる。しかし、ここでも測定が困難となる。さらに、国際競争力は各国とも欧州内での為替レートの変動に応じて部分的に、もしくは、完全に変えられる。

第3に、すべての国際比較から明らかなこと

は、競争力は単位あたりの労働費用の相違によってのみ決まるのではなく、生産物の品質やサービス、輸送、コミュニケーション施設、マーケティングのような非価格要素によって、さらに、利子率、エネルギー費用、資源のような他の費用価格要素によっても大きく左右される。このことは、我々の関心事に関していえば、理論的に予想できることよりも実際に認識された結果のほうが、将来についてはより重要な指標になるということを示唆している。

最後に、ここではマクロ経済学の分析がされているが、ほとんどの読者はミクロ経済学の分析に従うであろう。つまり、個人の状況や独立した企業を具体的な問題として考慮している。マクロもミクロも同時に適用可能であるが、マクロ経済学はしばしば加盟国内のきわめて大きな問題を曖昧なものにしてしまう。

以上の3つの観察を考慮しつつ、次のような実際の比較が可能となろう。表1は、各加盟国における、(a)賃金、(b)労働費用合計額、(c)生産性の相違を示している。

表1 EC加盟国における労働費用の比較

	ベルギー	デンマーク	フランス	ギリシャ	アイルランド	イタリア	オランダ	ポルトガル	スペイン	イギリス	西ドイツ
・時間当たり粗賃金											
1970 (ECU)	1.30	1.99	1.04	0.52	0.99	0.99	1.30	—	0.55	1.29	1.66
1987 (ECU)	7.06	10.46	5.84	2.57	6.04	5.94	7.45	1.51	5.16	5.97	8.54
・デンマークを100とした比率(1987)	67.5	100.0	55.8	24.6	57.7	56.8	71.2	14.4	49.3	57.1	81.6
平均年間増加率(1980~87)	10.5	10.3	10.7	9.8	11.3	11.1	10.8	—	14.0	9.4	10.1
・年間労働費用											
1987 (ECU)	13.40	11.95	12.37	5.85	8.90	10.73	13.68	2.38	—	9.04	14.24
西ドイツを100とした比率	94.1	83.9	86.9	41.1	62.5	75.4	96.1	16.7	—	63.5	100.0
・月当たり労働費用											
1981 (ECU)	1.7911	1.732	1.734	0.623	1.423	1.545	1.891	0.386	—	1.417	2.008
西ドイツを100とした比率	85.6	86.3	86.3	31.0	70.9	77.0	94.2	19.2	—	70.6	100.0
・1人当たり年間賃金											
1987 (ECU)	22.082	21.424	22.246	8.255	16.382	19.047	23.903	4.804	13.932	14.463	22.956
西ドイツを100とした比率	96.2	93.3	96.9	36.0	71.4	83.0	104.1	90.9	60.7	63.0	100.0
・労働費用の対GDP比(%)											
1987 (ECU)	680	641	628	764	701	670	611	650	631	625	611

(資料) EUROSTAT and *European Economy*, Supplement A, nr 1, jan. 1989.

(a) 賃 金

表1から、時間当たりの平均賃金水準は国によって大変異なることがわかる。1987年ではポルトガルが1.57 ECU(欧州通貨単位, European Currency Unit, 以下同様)であるのに対して、デンマークでは10.46 ECUと約7倍となっている。各国通貨で測定された1970年から1987年までの推移を見ると、ここでも各国間で大きな差があることがわかった。最も貧しい国において、名目賃金の動きはより顕著であった。ところが、これを ECU で表現してみると、賃金の推移は各国でほぼ同じであった。賃金水準の推移の相違は各国通貨表示の相違を意味しているものであり、従って、おそらく、大雑把に言えばインフレーションの相違を示しているだけであり、為替レートの調整によって相殺されている。この分析で相対的に安定している賃金水準の相違は、持続する経済力の相違を繁榮させているといえよう。

(b) 労働費用

同表によれば、平均労働費用(総賃金プラス社会保障の使用者拠出とその他の使用者負担)も加盟各国間でかなり異なる。1987年時点で、1時間当たりポルトガルの2.38 ECUに対して西ドイツの14.24 ECUで約6倍の相違を示している。しばしば引用される西ドイツとポルトガルの比率は1:6ときわめて大きい。他に代表的なものは、西ドイツとギリシャで2.5:1、西ドイツとスペインでは1.6:1である。ただし、こうした比較は労働費用が社会保障の財政方法に影響されるために限界がある。結果として、労働費用はイギリス、アイルランド、デンマークにおいて低くなっている。何故なら、これらの国々では社会保障が主として賃金からの

拠出からでなく課税から賄っているためである。

(c) 生産性

各国の国民勘定からのデータでは、従業員1人当たりの平均労働報酬と従業員1人当たりのGNPとの関係は、すべての加盟国においてほとんど同じであった。この状況の下では、労働生産性の相違は労働報酬の相違となって現れている。言い換えれば、労働費用の大きな相違は労働生産性の大きな相違によって相殺されている。これらの相違が構造的であることが早い時期に確認されれば、近い将来に現在の賃金格差が単一市場の実現に際して競争を歪めることは想定できない。労働生産性を上昇させることに、改善が見出されよう。大きな生産性の相違は労働費用の大きな相違を説明する。従って、豊かな国の高い労働費用は競争の不利益を意味しない¹¹⁾。大雑把には、この議論は正しいように思える。しかしながら、ここで注意すべきことは、使用したデータはすべて正確とはいえず、とりわけ「ブラック・ホール」が存在している。というのも財政方法が計算に含まれていないためである。

労働費用と労働生産性の関係は歪められていることは確かであろう。何故なら、社会保障の財源調達はある国では拠出や保険料を通じて労働費用を増加させているが、他の国では課税によって賄われるため、労働費用を直接引き上げない。

表2は社会支出の水準(GDP比率)が豊かな国において貧しい国よりも高いことを示している。他のいい方をすれば、財源の調達方法とは別に、国が豊かになればなるほど(1人当たりのGDPの上昇)、社会保障支出が増える(対

表2 EC加盟国における社会拠出と課税

	労働費用 (工業/時間 あたり/ECU) (1984)	社会保障支出 の対GDP比率 (1984)	社会保障拠出 (労使双方/ GDP比) (1985)	公的徴収 (拠出+課税 /対GDP比) (1985)
オランダ	13.68	32.8	16.4	45.0
ベルギー	13.40	29.4	14.3	46.9
西ドイツ	14.24	28.7	13.2	37.8
デンマーク	11.95	28.7	1.9	49.2
フランス	12.37	(27.0)	18.4	45.6
イギリス	9.04	24.1	6.4	38.1
イタリア	10.73	23.3	11.0	34.7
アイルランド	8.9	23.3	5.7	39.1
スペイン	—	17.4	11.1	28.8
ギリシャ	5.85	—	10.2	35.1
ポルトガル	2.38	(16.0)	7.8	31.1

(資料) EUROSTAT and OECD.

GDP比率)ことになる。結局、国と国との差は社会保障の財政方法によってよりも社会保障の程度によって決まる。社会保障の財政方法は、少なくともマクロ経済のレベルでは補足的な特徴を示している。ほとんどの拠出は課税のごく小さな部分と合わせられるし(ベルギーやオランダのように)、逆に、拠出の小さな部分は大部分の課税と合わせられる(デンマークやイギリス、アイルランドのように)。

いかなる計算を考慮しても、絶対的な結論は何一つ出てこない。まだ、これらの計算は悲観的な見通しを示していない。社会保障の財政方法の相違、さらに、労働費用の相違はマクロ経済のレベルでは競争条件を歪曲させるものではない。我々は30年間に渡って異なる構造を持った共同市場に暮らしてきた。労働費用の構造やその生産性との関係以外にも重要な要因がある。だが、これらの諸要因は、社会保障の財政方法がマクロ経済で影響力を持ち、政策手段としても活用されるという事実を変えはしない。

(その事例としては、ベルギーで1981年にミラ

ベル操作と呼ばれた政策の目指したものであるが、輸出奨励のための使用者拠出の削減による労働費用の軽減策があり、他方、輸出時に償還される付加価値税からの財源調達等もこれに該当する。)

賃金費用の相違や社会保障財政構造の相違は、従って、単一市場への障害となることはない。「調和化」は絶対的に必要なものではない。前述のとおり、国内制度の大きな相違、それに、国民のニーズと生活様式に密接に適合した分権化された社会保護の重要性からも「調和化」は達成が困難であり、また、望ましいものでもない。

補完性(subsidiarity)の原則という建前によって、各国は自治を有しており、ほとんど全面的に社会保障に関しても自治権が認められている。この原則は歴史的、社会的な現実に依存している。生産や貿易とは異なり、社会保護の法定制度は法律と政府の諮問機関と密接に関係している。これはいわば社会的連邦制の逆の構造と考えられよう。各国は連邦に対して社会法に

関する権限を何も与えていないが、最低保証や一般的な規範が遵守されることを前提として、連邦は各国政府に社会法の権限を委ねている。社会保護の最高の保証とその最高の効率性は各国政府の制度に見出される。結局、共同体に対しては、一般的には、どのような社会保障へのアプローチも期待されていない¹²⁾。唯一、期待されていることは必要かつ実現可能な特定領域での行動である。こうした小さな行動から大きな展開が導かれるかも知れない。長期間に渡って、何らかの「調和化」がおそらく自発的に、ゆっくりと、進められていくだろう。経済統合の進展によって、また、社会の繁栄や生活様式、人口構造、その他の決定要素によって、社会的統合も進められるだろう。ここでは、組織や法規の同一化といった形式的な「調和化」と組織の同一化を必ずしも期待しない政策内容の収斂化を意味する物質的「調和化」とを区別すべきであろう。

7. 共通する問題

法制の統一化が望ましいものでもなく、実現の可能性も薄い場合、ECは収斂化に向けて努力するだろう。つまり、国内法制の内容を相互に少しずつ接近化させていく方向である。多くの問題（とりわけ、費用の上昇、人口高齢化、家族構成の不安定化、健康問題、財源調達方法、貧困、1つの所得と2つの所得の関係の問題）が各国に共通する性格であるのにもかかわらず、共通する解決策は見出しにくい。唯一、我々が希望し、また、期待していることは、こうした諸問題を欧州レベルで操作するほうが、より容易に成功を生むということである。

ECの社会保障の問題は、1982年と1986年に表明された「委員会メモランダム」において、議論に上ってきた¹³⁾。これらは、政治的には直接的にはほとんど何の影響もない。職業病、年年齢の弾力化、親休暇、障害者雇用等の課題に関するいくつかの「規則」を作ったに過ぎない。研究や宣言は概念の統合、特徴的な国内制度や

表3 社会保障支出の推移（対GDP比率）

	1970	1975	1980	1983	1985	1987	1988
オランダ	20.8	26.7	30.4	33.9	31.1	31.3	30.7
ベルギー	18.7	24.2	28.0	30.8	29.0	28.7	—
デンマーク	19.6	25.8	28.7	30.2	27.8	27.7	28.5
西ドイツ	21.5	29.7	28.6	29.1	28.1	28.2	28.1
フランス	19.2	22.9	25.5	28.5	28.8	28.3	28.3
イタリア	17.4	19.6	19.8	23.7	22.5	22.9	22.9
ルクセンブルグ	15.6	22.4	26.4	26.5	25.4	26.4	26.6
アイルランド	13.8	19.7	20.6	23.9	24.0	23.6	22.6
イギリス	14.3	20.1	21.6	24.1	24.5	23.6	—
スペイン			15.7	17.5	18.0	17.7	18.1
ポルトガル			14.4	15.7	16.1	16.7	17.0
ギリシャ			—	—	—	—	—

(資料) EUROSTAT, ESSPROS and Social protection expenditures and receipts 1985-1988.

その改革へのよりよい理解に貢献するに違いない。間接的には、そして、長期的には、これらのことは何らかの収斂につながるに相違ない。

「勧告」という手段によって、委員会は各国政府に目的の収斂化への戦略についてさらに深く考え直すように誘因したいと考えている。しかし、問題はこのことがどのように具体的な形を与えられるかである。

社会保障支出水準や費用管理の相違が最初の問題となる。社会保障支出はすべての加盟国で特に1970年代以降急激に上昇した(表3参照)。1983年ごろにその伸びはピークに達した。それ以降は国内総生産の伸びよりもゆっくりと上昇している。さまざまな改善策にもかかわらず、経済危機や過去の社会構造の影響から社会保障の国内総生産に占める比率はわずかずつではあるが減少してきている。支出が増加しているのは特に社会給付の数の増加によるものである。とりわけ、年金部門における支出の伸びが著しい。将来は、これに純粋な人口構造の高齢化に

よる要因が加わるであろう。それと同時に、家族構造の不安定化や個人化の傾向等の要素とも関連して、新たなニーズが発生するであろう。

アイルランドを含め、欧州の豊かな国はすべて国内総生産の大きな比率を社会保障に割いている。その中でも、オランダがトップに位置し、ベルギー、デンマーク、フランス、西ドイツが第2集団に属し、イギリス、アイルランド、イタリアが後集団を形成している。貧困な南の国々であるギリシャ、スペイン、ポルトガルでは、国内所得のかなり少ない比率しか社会保障のために費やしていない。ここでは、国の繁栄が高まるにつれて(1人当たりのGDPベースの測定)、社会保障により高い比率を支出していることになる(表4参照)。従って、貧しい南の国々は単一市場の形成によって当面は経済成長を経験するだろうし、西ヨーロッパの平均水準に達するまでの間、社会保障に対してより多くの支出を容認していこう。その間、これらの国々は経済発展の水準との関係で測定した場合、より豊かな国々よりかなり多くの貧困を抱えるであろう。1人当たりの所得、そして、社会支出は、ECU測定においても、あるいは、より詳細に購買力を考慮した測定においても低くなるであろう¹⁴⁾。この意味からディスパーシオン氏は「社会的蛇」のアイデアを提案した。ここでは、欧州の平均より社会支出の水準が高い国々がさらに高い水準に達しようとする際、欧州社会基金に拠出を行い、そこから水準の低い国々の社会拠出に補助しようとするものである。統計上の問題は別として、そのような単純な超国家的な所得移転が欧州内部で政治的な現実や政治的意図と合致するかという点である。おそらく、一国内での地域間の移転の方がより注目されているであろう¹⁵⁾。

表4 1人当たりの社会保障給付(対EC平均比率)

	ECU	PPS消費
全EC計 ^(注)	2,905	3,596
	EUR=100	EUR=100
ルクセンブルグ	123	130
オランダ	130	129
西ドイツ	148	128
フランス	127	119
デンマーク	159	117
ベルギー	114	111
イギリス	81	96
イタリア	85	92
アイルランド	57	58
スペイン	38	53
ポルトガル	17	30

注) ギリシャは統計から除外している。

(資料) EUROSTAT

「調和化」がいかに困難かを証明するために、話をいくつかの具体的な問題に戻そう。「調和化」の典型的な事例は社会保障における男女平等待遇に関する「指令」である。「調和化」が有効となった唯一の分野である。そこでは、各国内法が修正を余儀なくされた。この修正の背後に存在した力は社会保障の推進力ではなく、女性の解放運動に由来するものであった。男女平等がEC社会保障政策の中でそれほど緊急なる課題であったか疑わしい面もある。最低所得の保障などはもっと重要な課題であるに相違ない。おそらく、どの分野で「調和化」が進められるべきかの選択は社会保障以外の分野でのインセンティブが存在するか否かによって決まる。

1980年代を通じて、すべての国で現代的な貧困が問題を深めてきた。Eurostatのための最近の研究では、相対的な貧困線を標準化した一覧表を作成した。そこでは、EC加盟各国における

経済的な発展レベルに相応した貧困水準が示されている。表5はその結果であるが、3つのカテゴリーが識別できよう。貧困が約8%程度しか存在しない豊かな国が、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、デンマーク、西ドイツである。続いて、貧困が15%程度の中間的な国として、フランスとイタリアがある。そして、貧困が20%程度も存在する貧困な国として、イギリス、アイルランド、スペイン、ギリシャがある。30%以上の貧困のあるポルトガルも最後の集団に含まれよう¹⁶⁾。これらの指数はまだ新しい試みであり、注意して理解しなければならないことは当然である。特に、貧困の本質的な側面（例えば、貧困の期間等）を示す情報とはなりえない。

政治的には、貧困問題は現行の社会保障制度の有効性への疑問を抱かせる。その意味でも、最低所得保証の権利に関する「指令」、あるいは、少なくとも最低所得が決定される基準に関して

表5 EC加盟国における貧困者数

	世 帯				個 人			
	1980年		1985年		1980年		1985年	
	%	実 数 (千世帯)	%	実 数 (千世帯)	%	実 数 (千人)	%	実 数 (千人)
ベルギー	6.3	226	5.2	189	7.1	701	5.9	583
デンマーク	8.0	166	8.0	166	7.9	407	8.0	409
西ドイツ	10.3	2,592	9.2	2,306	10.5	6,448	9.9	6,074
ギリシャ	20.5	604	17.4	527	21.5	2,073	18.4	1,817
スペイン	20.3	2,129	17.8	1,924	20.9	7,829	18.9	7,257
フランス	18.0	2,503	14.8	2,947	19.1	10,313	15.7	8,681
アイルランド	18.5	167	17.4	162	18.4	625	19.5	684
イタリア	12.0	2,237	14.7	2,760	14.1	7,941	15.5	8,880
オランダ	6.9	345	7.9	403	9.6	1,363	11.4	1,661
ポルトガル	31.4	906	31.7	948	32.4	3,167	32.7	3,310
イギリス	14.1	2,808	18.9	3,790	14.6	8,226	18.2	10,324
EC計	14.1	15,683	14.4	16,122	15.5	49,093	15.4	49,680

(資料) EUROSTAT, La pauvreté en chiffres: l'Europe au début des années 80.

注) 成人1人当たりの支出の全国平均の50%を貧困線としている。

「指令」が将来作成されるべきである。

この権利は実は欧州社会憲章の草案の中で付言されていたのだが、承認されず、最終的な条文の中から消されていた。しかしながら、最低所得保証に関する共通する基本原則の必要性については(直接、この用語は使用していないが)、社会憲章に併せて出された委員会の行動計画の中に記述を残している。このような「指令」は貧困の解消への第1の装置ともなるとともに、政治的意図の表現でもある。多くのヨーロッパ諸国では、最低所得、もしくは、最低給付が社会保障や社会扶助の枠組みの中で準備されてきたが、そこでは、給付、財政、家族の定義、行政等々おびただしい相違が存在している¹⁷⁾。オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、ドイツ、デンマークでは最低所得保証をきわめて重要視している。イギリスでは第2次世界大戦以後関係する規定は存在するが、給付水準はきわめて低く不十分な水準に転落している。フランスでは、1988年12月1日に「同化最低所得保証(revenue minimum d'insertion)」制度が導入されたが、やはり、支給水準が低く、期間や雇用との関係において制限されている。

欧州レベルの「指令」は多くの一般的規則を与えることができるだろうし、具体的に国内法規の枠組みの中でも効果的に活用されよう。各国は社会保険の各制度のさまざまな分野で最低給付を準備すべきであり、さらに、安全網として最低所得制度を準備すべきであろう。最適の履行性を考慮しながら、社会保険と財政扶助の融合が決められなければならない。それによって、最低給付は容易にしかも効果的に保証されるだろう。法制の中央集権化と施行の分権化も同じ目的に繋がらなければならない。最低給付や最低所得の高さは欧州貧困線に基づいて決

定されるだろう。その基準は理論的にも方法論的にも共通ではあるが、それぞれ別々に各国で適用されるだろう。つまり、物価水準や経済水準の各国の状況を考慮して、例えば、各家族の平均可処分所得の50%という具合に各国ごとに設定できる。この保証所得の基本額は家族状況や障害のような特定リスクを伴う集団の状況に応じて適用されなければならない。いかに抽象的であれ、このような公式の貧困線は政治的にもきわめて重要なものとなる。それによって客観的な基準に基づいて、欧州諸国すべての進展の状況を測定することができよう。アメリカでは、1964年以来行われている公式の貧困線に基づいた測定が行われている。このようにして、グローバルな貧困問題が恒久的な政治的関心を獲得できよう。結局、ある者は最低所得を設定した欧州レベルの連帯の表現として、最も貧困な諸国における欧州補償基金からの所得補償の強制的な導入を提案するだろう。その第1歩は、最低所得と社会保障給付の保証に関する1991年5月7日の理事会勧告となって現れている。

最後に、いわゆる「代替的財政方式」についても、可能な「調和化」の事例として付言しなければならぬ。賃金を基礎にした拠出算定方式は、競争条件の均等化のために、また、労働集約的な企業を保護しつつより多くの雇用機会を創出するためにも、付加価値税を基礎にするような、別の徴収基礎によって代替できよう。

客観的に考慮された量として、つまり、従業員1人当たりの付加価値との関係で表現されると、賃金を基礎を置いて計算された社会拠出は(従業員1人当たりの付加価値の比率でみると)労働集約的な企業において資本集約的な企業より重い負担を強いることになる。この状況は結局、資本集約的な行動を企業にとらせるこ

とに至る。しかし、賃金に基づいた保険料は労働に対する課税の性格を持ち、逆に資本への補助となる。何故なら、保険料はすべての企業に等しく強制される超経済的な意志決定に従うからである。

さらに、雇用が減少したり、人口が高齢化した場合、労働力人口は減り、賃金ベースで徴収される拠出も次第に減少することは明らかである。こうした理由から、労働者をあまり必要としない企業にも負担させるような財政方法、例えば、機械へも拠出を要求するような制度が模索されている。古典的には、代替的な徴収方法として付加価値が提案されている。多くのシミュレーションが行われ、雇用への付加価値を基にした拠出算定方法が試みられたが、結果は矛盾に満ちていた。ある者は肯定であり、また、別の者は否定であった。だが、いかなる場合も、その反響は徹底的な制度的変化を説明するには、量的に限度があった。従って、多くの専門家はその結果を弁護できるものとは考えていない。その理由は、1つには、技術的に最も進んだ企業は雇用の創出者でもあり、そうした企業が大きな影響を受けるからであり、また、他方では、付加価値は管理上処理しにくいためである¹⁸⁾。最低賃金の拠出からの免除の導入(このことは従業員当たりの拠出の一時的削減に還元される。ベルギーの1981年のマリベル操作がその事例である。)、あるいは、より広範な財源調達(特に、医療費、児童手当、職業的なリスクを含まない規則について)に解決が見出されよう。

約15年間に渡るすべての西側諸国の多くの調査や研究にもかかわらず、この重要な分野においては何らの前進も見られない。財政方法は各国の国内制度の特徴にかなり密接に結合しており、従って、各国政府ともに容易に、自発的に、

また、満場一致で変更することができない。そして、EC内では、明確な政策助言や決定は行われない。というのは、調査報告は何ら強制的な結論を認められていないし、また、拠出制に基づく大陸型の社会保障制度を持った国々と、一般課税によって調達するアングロサクソン型社会保障制度を持った国々とは、問題の意味が異なるためである。従って、財政方式を「調和化」させることはきわめて実現可能性が少ないようであるし、また、近い将来にもまずおこりそうにない。

8. 展 望

共同体は1992年の単一市場の形成に際して、統一的な社会政策を構築する機会を逸してしまった。この状況を説明するいくつかの理由がある。だが、このことは、その目的が失われたことを意味しない。共同体に期待されていることは、共同体が基本的には社会保障の擁護者として行動することである。自由市場の自由の原則が社会政策にも転移していくことには警戒しなければならない。この傾向は2つの例によって描かれよう。

すべての欧州諸国において、特に、財政的援助を伴った集団や個人を対象に年金基金や保険会社が行う法定外の調整が拡大する傾向が見られる。従って、法定の規制を弱める傾向が確認される。これこそ、課題になった国内の社会負担に対する資本家の反響として理解できるし、自由市場の賃金構造により密接に関連した支払方法への復帰と理解できよう。このことは、連帯の後退とも解しうる。問題は、こうした法定外の規則が依然として補足的なままであるのか、あるいは法定の規則にとって代わるものな

のかという点である。

もう1つの例は人口構造の議論に関するものである。人口の高齢化は年金の負担を高めることから、しばしば、現行の賦課方式の下では現在の現役労働者の拠出がすぐさま現在の年金生活者に支給されてしまうため、少なくとも部分的には拠出を積立方式に変えて、できれば自由市場の関係機関に信託していくことが必要であると主張されている。しかし、ここで注意すべきことは、人口高齢化の否定的結果は財政方式の修正によって解消されるものではない。このことは、単に連帯を低めることで負担の分配を修正しているだけのことである。

こうした諸問題に対して基本的にどのような立場をとるかは別として、共同体は法的にも、あるいは予備的にでも、多くの具体的な分野で行動することができる。最低所得保障や保護範囲外の認定、給付の価値保持、政府の情報提示の強制、概念の標準化等がそれである。委員会のスタッフは不十分ながら揃っているのにもかかわらず、これらの分野での政策はまだ大分遅れている。

前述のとおり、一方での域内市場の経済的側面に関して成されてきた量的、質的に優れた学術的、技術的成果と他方での社会保障に関するまったくの研究の欠如の間に覆いきれないギャップが存在する。このため、我々は実りある議論や共同体による状況の進展や管理のために十分な材料を有していない。情報支援ネットワークシステムの創設や体系的な社会効率や制度レベルでの国際的な比較研究の促進は単に学術的な期待だけでなく、域内市場の範囲を越えて、より効率的な社会政策のための前提条件である。特に、委員会は加盟国の状況をフォローしつつ必要な「勧告」を発するように継続的なモ

ニター報告制度を開発するべきである¹⁹⁾。

委員会の新しいアプローチは、いわゆる「目的の収斂」と呼ばれるものであり、現在「勧告」が準備作業中である。消極的意味では、経済的、通貨的統一は社会的「調和化」なしにも達成可能であり、さまざまな社会保障制度は現行のまま保持していくということの意味する。つまり、加盟国、特に南の国々が北の国々がそうであったように社会保障制度を拡張させていくことへの意欲を持っていないということの意味する。逆に、積極的意味では、収斂とは多くの共通する目的の発展に言及するものである。従って、給付の最低水準が設定され、社会保障組織の最低水準も設定され、社会保障の最底辺を引き上げることにつながる²⁰⁾。これらの目的はおよそ3つの原則、あるいは領域に分類できよう。生活保護と医療の手段の最低水準の保証、社会的統合を目指す介入(特に積極的雇用政策)、そして、十分な水準の代替給付と適用範囲の拡張をともなった社会保険である。

現在までのところ、「収斂」の言葉の意味は曖昧なままである。その概念はその基準が具体的に明らかにされ、また、「指令」になって社会保護の現実の分野に適用されて、初めて効果的になるものであろう。法的には、「勧告」はきわめて弱い手段である。多くの人に共同体の社会政策の基石とみなされた最低所得保証の概念が「指令」の地位ではなく、「勧告」の地位しか与えられなかったことはきわめて残念なことである。それにもかかわらず、政治的に重要であるのは、社会政策の課題を再び重要な領域として議題に登場させたことであり、単なる域内市場の行動との関連から派生的に生まれたものではない。通常的美辞なしに1992年後を見る場合、私は国内制度はかなり長期に渡って支配的であ

ろうと結論する。「調整」は必要である。「調和化」は近い将来必要なものではなさそうであるし、望ましいものでも、実現可能なものでもない²¹⁾。「収斂化」は望ましいものではあるが、共同体の直接的な「規則」によってよりもむしろ、長期に渡って間接的な情報や協議によって促進されていこう。

このおそらくある人にとってあまりに控え目な、あるいはあまりに自発的な結論は、自由な単一市場の自発的な力を信じた自由主義の見方に従っているものではない。基本的には経済統合とは別に、独自の合理性に従って社会保護の発展が遂行されるべきだという見解に立脚しているのである。社会保障は市場経済に対抗する力となり、目下のところ EC 共同体には不適切である。現段階では、欧州連邦制を前にして、社会保護は共同体の保護の下で国内制度によって量的にも質的にも最も良く保証される。制度的な統一を指揮していくことよりも、むしろ、趨勢は豊かな国における社会保障の維持や現代化と貧しい国における向上運動へと向かっている。欧州社会の本質的な理念である社会保障は欧州統一の趨勢に傾いているが、それは独自の機構的な道程に沿ったものである。本来、共同体はここで重要な任務を果たさなければならないが、実際にはその任務の内容は不十分にしか実行されない。

注

1) ECC 条約189条は「規則」「指令」「勧告」「通知」を規定している。「規則」は全面的適用を意味し、そのすべての条文が直接拘束力を持ち、すべての加盟国に直接適用される。「指令」は意図した結果に関して加盟国に対して拘束力を持つが、形式や手段については各国の権限下に置く。従って、「指令」は国内法の修正

を要求する。「勧告」と「通知」は拘束力を持たない。

- 2) Europe Sociale, N° 1, 1990 のコメントも参照されたい。
- 3) その概観は次を参照せよ。
D. Pieters, "Introduction into the Social Security Systems of the Member States of the European Communities", Antwerp, Maklu, 1991.
- 4) Regulations concerning the free movement 3 and 4/58, and concerning the application of social security arrangements 1048/71 and 574/72.
- 5) T. Staubhaar, "International labour migration within a common market: some aspects of EC experience", Journal of Common Market Studies. Vol. 27, No. 1, 1988, pp. 45-62.
- 6) Proposals for modification in preparation concerning regulations 1612/68, 1408/71 and 574/72, and directive 68/360.
マリーンレポートの中に委員会がイニシャチブを採るべき社会課題が列挙されている。次も参照せよ。
D. Pieters, "le treizième état", Revue belge de sécurité sociale, Vol. XXXII, N° 12, 1990, pp. 861-92.
- 7) 問題の大きさに比べ金額は少ないが (190億 ECU は EC の GDP の 0.35% に過ぎない), この努力は大きい。また, EC は職業訓練, 教育, 従業員参加, 労使交渉, 安全健康, 貧困対策の分野でも独自のイニシャチブをとっていることも注目すべきである。
- 8) P. van Rompy, F. Abraham and D. Heremans, "Economic Federalism and the EMU", in Economic Papers, Commission EC.
- 9) A. & C. Euzéby, "Modalités de financement" in Sécurité Sociale: quele méthode de financement?, Genève, Bureau International de Travail, 1983, pp. 58-88.
- 10) "Differing labour cost levels in the Community", European Economy, Commission EC, Supplement A, No. 1, 1989; EC, "Employ-

- ment in Europe”, 1990, ch. 4.
- 11) 同様の結論について、次を参照。
EC, “Employment in Europe”, 1990, pp. 56, 67 and 69.
- 12) ド・ジュブネル氏が次の著作の中で、社会保障の将来のシナリオとして、フランスの国内制度が堅持され、欧州レベルの「調和化」を排除したことは衝撃的である。同氏は各国制度のおびただしい相違を考えて、欧州レベルの統一は起こりえないとしている。
Christian Chappy and H. de Jouvenel, “Protection sociale, Trois scénarios contrastés à l’horizon 2000”, Paris, CAPA Futuribles, 1986.
- 13) 欧州の社会保障の共通する問題については、EC委員会の次の2つの声明において取り扱われている。
Commission of the EC, “Problems of Social Security”, 1982 and 1986, in the Advice of the Economic and Social Committee of the EC
_____, “Problèmes actuels de la sécurité sociale”, 1984.
次も参照せよ。
DELEECK, H. (ed.), “L’avenir de la sécurité sociale”, Economica, Paris, 1987.
- 14) “Social protection in Europe, significant differences”, Eurostat Rapid Reports. Population and social conditions, No. 3, 1990.
- 15) M. Dispersyn a. o., “La construction d’un serpent social Européen”, Revue belge de sécurité sociale, Vol. XXXII, N° 12, 1990, pp. 895-993.
- 16) “Eurostat, La pauvreté en chiffres ; l’Europe au début des années 80. Luxemburg, 1990.
この研究では大人1人当たりの平均支出の40%と50%の2つの最低所得を貧困線に使用している。データは全国家計調査から引用した。異なる貧困線方式の評価の他、貧困数の推定、社会保障給付の影響の測定、パネル技術の適用等は我々の調査協会である Europass によって実行された。次を参照。
H. Deleeck (cood.), “Indicators of Social Security : a comparative analysis of 7 countries”, University of Antwerpen, Center of Social Policy, 1990.
“Analysing poverty in the European Community”, Eurostat News, No. 1, 1990.
- 17) H. Deleeck, “Un programme d’action communautaire”, in: H. Deleeck (ed.), L’avenir de la sécurité sociale en Europe, Paris, Economica, 1987, pp. 241-242 ; C. Euzéby, “Le revenue minimum garanti : expériences et propositions”, Revue International du Travail, N° 3, 1987, pp. 281-306 ; C. Euzéby, “Le revenue minimum garanti”, Paris, La Découverte, 1991, p. 123.
- 18) Euzéby *ibid*, (1990) ;
Centraal Planbureau, “Effecten op de werkgelegenheid door verandering van de heffingsgrondslag voor sociale verzekeringspremies”, 1986 ;
H. Deleeck, “De financieringswijze van de sociale zekerheid en haar weerslag op de werkgelegenheid”, Belgisch Tijdschrift voor Sociale Zekerheid, Vol. 39, No. 2, 1984, pp. 70-80 ;
Schmael, in: H. Deleeck (ed.), “L’avenir de la sécurité sociale en Europe”, Paris, Economica, 1987 ;
J. Peeters, “Alternatieve financieringswijzen voor de sociale zekerheid en hun weerslag op de werkgelegenheid, Empirische aanduidingen”, Belgisch Tijdschrift voor Sociale Zekerheid, Vol. XVI, No. 11-12, 1984, pp. 813-846 ;
J. Peeters, “The Maschinenbeitrag debate in Europe : in search of the optimal financing base for social security”, journal of Social Policy, Vol. XXVII, No. 1, 1988, pp. 41-60 ;
Commission of the European Communities, Social Security Financing, A study by a Group of independent Experts, Brussels, 1986, e. g. J. Kay, and J. Pierik, “Value-added as the base for levying social security contributions”.
- 19) MISSOC の最初の報告書を参照。

European Institute of Social Security, "Social Protection in the Community and the Member States, evolution during the 80's", Louvain, 1991.

20) 次も見よ。

Y. Chassard, "Pour une convergence des politiques des Etats membres de la Communauté dans le domaine de la protection social", Droit Social, N° 2, 1991, pp. 157-165.

B. Schulte, "Konvergenz statt Harmonisierung", Zeitschrift für Sozialreform, 1990, pp. 273 ff.

21) 同様の推論と結論が次の文献にも見られる。

W. Schmaehl, "Harmonization of Pension

Schemes in Europe?", A Controversial Issue in the Light of Economics, Universität Bremen, paper presented in Luxemburg, 1990.

B. Schulte, "Sozialstaat Europa?", München, paper presented in Vigo, 1990.

なお、批判的文献については次がある。

W. Schmaehl (Hrsg.), "Soziale Sicherung in EG-Binnenmarkt", Baden-Baden: Nomos Verlag, 1990.

(Herman Deleeck

アントワープ大学社会政策学部教授,

同大社会政策センター所長)

(おか・しんいち 大分大学経済学部助教授)